

東京都市計画地区計画の決定（世田谷区決定）

都市計画経堂農大通り沿道地区地区計画を次のように決定する。

名 称		経堂農大通り沿道地区地区計画
位 置		世田谷区経堂一丁目及び五丁目各地内
面 積		約 1. 9 h a
整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	農大通り沿道の、土地の有効利用、安全で快適な買い物空間の形成を図るため農大通りを拡幅整備し、地域生活拠点としてふさわしい良好で活力ある商業環境の整備を行う。
	土地利用の方針	農大通り沿道は、良好な商業施設を配置するとともに建築物の共同化、不燃化促進を図る。
	地区施設の整備方針	沿道建物の建替え時をとらえ、交通の円滑化、歩行者の安全を図るため農大通りを 8m に拡幅整備する。
	建築物等の整備の方針	商業・業務機能の充実及び土地の高度利用の促進を図りながら魅力ある商業空間を形成するため、建築物等の用途の制限、壁面位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限を行う。

地 区 整 備 計 画	位 置		世田谷区経堂一丁目及び五丁目各地内			
	面 積		約 1.9 h a			
	地区 及び 規模 施設 の 配置	道 路  ※	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路 1 号	8 m	約 1 9 0 m	拡幅
			区画道路 2 号	8 m	約 2 0 0 m	拡幅
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	農大通り沿道に面する建築物の 1 階部分の用途は店舗、事務所、その他これらに類するものとする。			
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。			
		建築物等の高さの最高限度 ※	近隣商業地域においては地盤面より 1 5 Mとする。ただし、敷地面積が 3 0 0 m <sup>2</sup> 以上かつ区画道路より 1 階部分において 1. 5 m以上の壁面後退を行う場合はこの限りでない。			
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁・屋根、屋外広告物の意匠又は色彩は周囲の環境と調和したものとする。 また、区画道路の中心より両側に 4 mの部分については建築物又はそれに付属するもの等は建築してはならない。			

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

※は知事承認事項

[理由] 農大通り沿道の良好で活力ある商業空間の整備と安全で快適な買い物空間の形成を図るため地区計画を定める。